

# 自転車の交通ルール



南畑駐在所 厚谷 誠さん

東日本大震災後、通勤、通学に自転車を利用する人が増加したといわれていますが、自転車は誰でも気軽に乗れる便利な乗り物です。しかしながら、自転車を乗る際のマナーや、自転車同士、自転車と歩行者の事故については以前から問題視されています。そこで今回は、自転車に乗る際のマナーや安全な利用方法などについて、南畑駐在所の厚谷さんに話を伺いました。(担当/新井博海、大澤典子、荒川伸枝、新井紀子、加藤和代、清水義昭)

平成22年の埼玉県内の自転車に関する事故の発生件数は、約1万2千5百件で、そのうちの約9割は自転車を運転している人のマナー違反(安全不確認約36%、動静不注視約21%、一時不停止約10%、その他約22%)で、違反なしは約11%が原因しています。そこで、まずは自転車を乗る際の基本的なルールを確認したいと思います。

## 自転車の安全利用

- ・自転車は車道が原則、歩道は例外
- ・車道は左側を通行
- ・歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ・飲酒運転、二人乗り・並進の禁止、夜間はライトを点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ・子どもはヘルメットを着用

## ながら運転はルール違反



携帯電話やヘッドホンを使用しながらの運転は注意力が散漫になり、安全運転に支障をきたすことがあります。また、傘さし運転も前方を見落とすおそれがありますのでやめましょう。

## 子どもを乗車させるときのルール

保護者の方は、13歳未満の子どもへのヘルメット着用を努めましょう。また、16歳以上の者が補助イス等で6歳未満の幼児を同乗させるときもヘルメットを着用させるようにしましょう。

## 歩道と横断歩道の通行ルール

- ### 二人乗りのできる場合
- ・幼児用座席に幼児(6歳未満)一人を乗せ、16歳以上の者が運転するとき
  - ・幼児一人をひも等で背負い、16歳以上の者が運転するとき
- ### 三人乗りのできる場合
- ・幼児用座席に幼児一人を乗せ、及び幼児(4歳未満はおんぶも可)一人をひも等で背負って16歳以上の者が運転するとき
  - ・幼児二人同乗用自転車で16歳以上の者が幼児を乗せて運転するとき

## 自転車が歩道通行できる場合

- ・歩道通行可の標識があるとき
- ・車道や交通の状況に照らして自転車の通行の安全を確保するため歩道を通行することがやむを得ないとき

②横断歩道を自転車で渡る場合、歩行者がいると

きは自転車から降りて歩きましょう(自転車横断帯があるときは、乗ったまま通行できません)。横断歩道を渡る歩行者がいなときは自転車に乗ったまま通行できませんが、横断歩道で自転車に乗ったままですと、自転車も軽車両のため、万一、事故に遭ったときは100%補償されないことがあります。歩行者を含め自分の安全を考えて横断歩道は自転車から降りて歩きましょう。

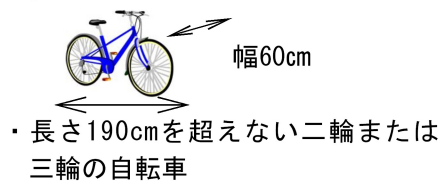


## 自転車は車?!

普通自転車は、道路交法上、軽車両とされており車のなかまになりません(次表参照)。

## 自転車は車のなかまで

- ・普通自転車とは
- ・他の車両を牽引していないもの
- ・側車付きでないもの



幅60cm  
長さ190cmを超えない二輪または三輪の自転車

## 自転車の事故

自転車による事故でも高額な賠償金を支払うような事例があります。安全運転を心がけるとともに、現在加入している自動車保険で自転車事故についても対応できるか、または自転車保険に加入するなど、万一に備えることも必要かもしれません。

## 自転車での加害事故例

①自転車通学中の高校生が誤って歩行者に衝突し、脊髄損傷の重傷を負わせた。  
【賠償金】6008万円

## 自転車レッドカード(見本)様

あなたの行為は、裏面( )の自転車の交通違反にあたります。今後は交通ルールを守りましょう。  
平成 年 月 日  
警察署・隊  
自転車の交通違反も処罰されます。

(表面)

## 自転車の交通違反(道路交通法)

- 1 酒酔い運転(第65条第1項、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金)
- 2 信号無視(第7条、3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金)
- 3 指定場所一時不停止(第43条、3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金)
- 4 無灯火(第52条第1項、5万円以下の罰金)
- 5 二人乗りの禁止(第57条第2項、2万円以下の罰金又は料料)
- 6 並進禁止(第19条、2万円以下の罰金又は料料)
- 7 制動装置(第63条9第1項、5万円以下の罰金)
- 8 その他

(裏面)

## 自転車の整備

な刑罰が科せられます(レッドカード参照)。  
自転車の整備不良による事故をなくすため、日ごろから点検整備も心がけましょう。次に掲げた自転車の整備項目は、実際に南畑小学校で夏休み前に行っているものです。  
(整備項目)

- ・反射板、尾灯
- ・ハンドル
- ・フレーム、前ホーク
- ・ペダル(右・左、ペダル軸、ネジ)
- ・車輪(前・後タイヤ含む)
- ・チェーン
- ・変速機(前・後、レバー、ワイヤ)
- ・ライト(発電機、コード、電球)
- ・サドル
- ・錠



## 取材をおえて

自転車利用が急増している昨今、利用方法についても大きく取り上げられています。点検・整備や交通ルールを守ることが、はもろんのことですが、何よりも利用する人のマナーが必要不可欠ではないでしょうか。自転車は車やバイクと同じ「車両」です。歩行者優先で無理のない運転を心がけましょう。

## 取材協力

南畑駐在所 厚谷 誠さん  
吉原商店(自転車屋)さん